

役員報酬規程等提出書 記入例

様式第20号（第17条関係）

役員報酬規程等提出書

事業年度終了後、3カ月以内に所轄庁に提出すること

令和 年 月 日

（宛先）

*申請書を提出する日

埼玉県知事

*特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地、名称

（特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地） **埼玉県熊谷市〇〇町〇〇番地**

（特定非営利活動法人の名称） **特定非営利活動法人食生活支援クラブ**

代表者氏名 **埼玉 一郎**

電話番号 **〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇**

その他の事務所（県内に所在するものに限る。）の所在地及び電話番号

埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

代理人氏名 **〇〇 〇〇**

特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により、前事業年度（令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日まで）の役員報酬規程等を提出します。

・役員報酬規程等提出書	☐ ある	☐ ない
・前事業年度の役員報酬規程及び職員給与規程 （前年度から変更がある場合）	☐ ある	☐ ない
・収益の源泉別の明細・借入金明細	☐ ある	☐ ない
・収益・費用額上位5者までの取引・役員間取引を記載した書類	☐ ある	☐ ない
・役員等法人関係者からの20万円以上の寄附金明細	☐ ある	☐ ない
・役員等に対する報酬又は給与の状況を記載した書類	☐ ある	☐ ない
・支出した寄附金の明細	☐ ある	☐ ない
・海外への送金内容を記載した書類	☐ ある	☐ ない
・第3表（口以外）・付表1・付表2又は監査証明書（別紙14、15、16）	☐ ある	☐ ない
・第4表（初葉）（別紙17）	☐ ある	☐ ない
・第5表（別紙20）	☐ ある	☐ ない
・第7表（別紙21）	☐ ある	☐ ない
・欠格事由チェック表（別紙22）	☐ ある	☐ ない

備考

すでに県に提出している規程の内容に変更がない場合、提出不要。

(提出しない場合)
最後に提出した事業年度を記載する。

1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 この提出書には、次の書類を添付すること。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法第55条第1項）

＜提出しない場合＞

最後に役員報酬規程を提出した事業年度 _____ 年度

最後に職員給与規程を提出した事業年度 _____ 年度

(2) 次の事項を記載した書類（法第55条第1項）

① 前事業年度の収益の源泉別の明細、借入金等の明細その他の資金に関する事項

② 前事業年度における次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

ロ 役員等との取引

③ 前事業年度の寄附者（当該特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

④ 前事業年度の役員等に対する報酬又は給与の状況

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）

ロ 給与を得た職員の総数及び総額に関する事項

⑤ 前事業年度に支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

⑥ 前事業年度に海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

(3) 法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類（法第55条第1項）

特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人食生活支援クラブ	事業年度	〇〇年 4 月 1 日～〇〇年 3 月 31 日
-----	-------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 1 項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	240,000 円
賛助会員受取会費	1,200,000 円
受取寄附金	450,000 円
受取助成金	679,000 円
配食サービス提供事業収益	6,600,000 円
講習会・イベント開催事業収益	600,000 円
駐車場運営事業収益	1,200,000 円
受取利息	300 円
その他雑収益	1,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	10,970,300 円

内訳は、活動計算書の経常収益の部と一致する。

事業収益は、定款の事業ごとに記載する。

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
理事長 埼玉 一郎 (短期借入金)	200,000 円
理事 鈴木 〇〇 (短期借入金)	200,000 円
〇〇銀行 〇〇支店 (長期借入金)	632,000 円
	円
	円
合 計	1,032,000 円

貸借対照表の負債の部に借入金がある場合に借入先ごとに記載する。

(3) その他

該当なし	上記(1)、(2)以外に資金に関する重要な事項(現物寄附、有価証券の譲渡等)がある場合に記載する。

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

取引相手との事業年度の総額

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
特別養護老人ホーム〇〇〇	熊谷市〇〇町〇〇番地	2,579,200 円	配食サービス
障害者支援施設〇〇〇	深谷市〇〇町〇〇番地	1,523,500 円	配食サービス
〇〇〇(株)	熊谷市〇〇町〇〇番地	679,000 円	助成金
(株)〇〇〇	熊谷市〇〇町〇〇番地	300,000 円	駐車場 5 台
寄附者 A	熊谷市〇〇町〇〇番地	100,000 円	寄附金

寄附や給与、会費が含まれる場合は個人情報の明記不要

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

取引相手との事業年度の総額

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇食品(株)	熊谷市〇〇町〇〇番地	1,230,683 円	食材仕入れ
埼玉 一郎	深谷市〇〇町〇〇番地	1,200,000 円	役員報酬及び給与
〇〇不動産	熊谷市〇〇町〇〇番地	756,000 円	作業所地代家賃
〇〇スーパー	熊谷市〇〇町〇〇番地	721,520 円	食材仕入れ
職員 B	熊谷市〇〇町〇〇番地	650,000 円	賃金

役員等への費用（給与、賃金等）も含まれる。

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引（NPO 法人が譲渡等を受ける場合を含む。）

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
山田 〇〇	理事	中古軽自動車買取	R5.7.15	50,000 円	現状渡し
渡辺 〇〇	社員	中古パソコン売払い	R6.3.15	5,000 円	残存価格 5,000 円
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

理事、社員等を記載する。

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容等	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
埼玉 一郎	理事	借入金	R6.2.1 ～	200,000 円	返済予定日 令和6年9月
鈴木 〇〇	理事	自動車のリース 契約	R6.2.1 ～	200,000 円	
渡辺 〇〇	社員	事務所の賃貸借 契約	R5.4.1 ～ R6.3.31	108,000 円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

所有する施設の提供があった場合に利用料が発生するもの

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
山田 〇〇	役員	〇〇事業 講師謝金	R5.9.5	3,000 円	講師謝礼支払規定による
田中 〇〇	社員	△△事業 委託契約料	R5.4.1 ～ R6.3.31	200,000,000 円	業務委託契約書による
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

上記の（３）イ、ロ、ハの記入に際しては、NPO法人から役員、社員、職員若しくは寄付者又はこれらの者の親族等に行った資産の譲渡等だけでなく、NPO法人に対して行われた資産の譲渡等についても記入します。

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）、ロ 給与を得た職員の総数及び総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（ロを除く）

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
埼玉 一郎	理事		報酬	R5.4.1～ R6.3.31	2,000,000 円
浦和 花子	社員	理事の子	給与	R5.4.1～ R6.3.31	1,500,000 円
職員 A	職員	寄附者	給与	R5.4.1～ R6.3.31	1,200,000 円

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

・イとロの支給金額の合計額は活動計算書の給与額と一致する。
（交通費・法定福利費・福利厚生費は除く）

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	〇〇年 4 月 1 日～〇〇年 3 月 31 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
2 4 人	4,680,000 円

当該事業年度に給与又は賃金を支給した職員の総数と総額を記載する。
・職員に含まれるもの：パート、アルバイト、契約職員、役員の使用人部分。
・職員の総数は延べ人数を記載する。（当該事業年度において1人の従業員が継続して勤務して給与の支給を受けた場合は1名）

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住所等	支出金額	支出年月日	寄附の目的等
NPO連携復興支援センター	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇	50,000 円	R5. 7. 15	震災復興支援
NGO国際協力〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇	50,000 円	R5. 11. 5	飢餓撲滅支援
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
・				円
合 計		100,000 円		

当該事業年度に支出した寄附金（助成金含む）について記載する。
 なお、助成金の支出を行った場合には、助成金の支給後、遅滞なく「助成金支給実績提出書」（様式第 21 号）により所轄庁へ報告する。

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
R5.11.15	NGOとの共同事業を行う際の現地での活動資金	300,000 円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円
・		円

海外送金等は金額にかかわらず毎事業年度 1 回の事後提出になったので、金額にかかわらず記載する。

※この書類は所轄庁へ提出する必要はありません。

資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

下記の2 (1) ~ (3) の記入に際しては、NPO法人が行った資産の譲渡等だけでなく、NPO法人に対して行われた資産の譲渡等についても記入します。

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等 (NPO法人が譲り受ける場合を含む。)

譲 渡 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
パソコン (購入)	160,000 円	
弁当各種 (配食用)	500~1,000 円	別添料金表参照
セミナー教材冊子	200 円	
	円	
○譲渡資産の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等における条件を記載する。 なお、個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付することも可能。 ★土地、建物、車両、器具備品などの資産の譲渡、販売する目的で仕入れた商品、自ら製造した販売用製品などがある場合に記載する。		
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等 (NPO法人が貸付けを受ける場合を含む。)

貸 付 資 産 の 内 容	料 金	条 件 等
事務所	100,800 円	月額 8,400 円 × 12 カ月
作業所	756,000 円	月額 63,000 円 × 12 カ月
駐車場	1,200,000 円	月額 5,000 円、20 台
	円	
○貸付資産の内容、料金及び特定の者に対する割引等における条件を記載する。 なお、個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付することも可能。 ★土地、建物、車両、器具備品などの資産の貸付けがある場合に記載する。		

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等 (NPO法人が役務の提供を受ける場合を含む。)

役 務 の 提 供 の 内 容	料 金	条 件 等
セミナー参加費 (年 2 回)	30,000 円	別添開催チラシ参照、1 人 300 円
講師謝金 (外部講師)	5,000 円	謝金規定
講師謝金 (内部講師)	3,000 円	謝金規定
イベント参加費 (年 2 回)	90,000 円	1 団体 3,000 円
イベント入場料	50,000 円	大人 100 円
	円	
	円	
○役務の提供の内容、料金及び特定の者に対する割引等における条件を記載する。 なお、個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付することも可能。 ★法人がサービスを提供したり、又は、サービスの提供を受けた場合に記載する。		

「特定非営利活動促進法第 54 条第 2 項第 3 号に定める事項を記載した書類」記載要領

1 「1 資金に関する事項」欄

(1)欄には、受取寄附金、〇〇事業収益、〇〇資産売却益、受取利息等の収益の源泉別の内訳を記載します。

(2)欄には、借入金がある場合に、その借入先ごとの内訳を記載します。

(3)欄には、上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 「2 資産の譲渡等の内容に関する事項」欄

(1)～(3)の各欄には、譲渡資産等の内容、料金及び特定の者に対する割引販売等の譲渡等における条件を記載します。

個別の記載に代えて、料金表、カタログ等を添付する場合には、その旨を記載します。

3 「3 取引の内容に関する事項」欄

(1)及び(2)の各欄には、収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位 5 者に対する、取引内容等について記載します。

(3)の各欄には、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等との取引等について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

4 「4 寄附者に関する事項」欄

当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上の者について記載します。

(注意事項)

この場合の「役員の親族等」とは次の者が該当します。

- ① 役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 給与の総額等に関する事項」欄

当期中に給与を支給した従業員の総数と総額を記載します。

6 「6 支出した寄附金に関する事項」欄

当期中に支出した寄附金（助成金を含みます。）について記載します。

7 「7 海外への送金等に関する事項」欄

海外への送金又は金銭の持出しを行った場合に記載します。

※200 万円を超える海外への送金等に係る事前作成書類の備え置きについて

平成 28 年改正法の施行日（平成 29 年 4 月 1 日）に既に認定又は仮認定を受けていた NP0 法人については、平成 29 年 4 月 1 日の属する事業年度以前に海外への送金又は金銭の持ち出し（その金額が 200 万円を超えるもの）を行う際に作成した書類（注）を、その作成の日から 3 年を経過した日を含む事業年度の末日まで備え置かなければなりません。（平成 28 年改正法附則 8）。(63 頁、64 頁参照)

法人名	特定非営利活動法人食生活支援クラブ	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること		☒
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること		
(1) 役員及びその親族等		
(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等		
ロ 各社員の表決権が平等であること		
ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること		
ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		

各表のチェックを忘れずに！
※「✓」又は「○」

イ

項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分	①	②	③	④	⑤
① 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	7人	2人	28%	2人	28%
② 年 月 日～ 年 月 日	人	人		人	%
③ 年 月 日～ 年 月 日	人				%
④ 年 月 日～ 年 月 日	人				%
⑤ 年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時	人	人	%	人	%

⑥ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

ロは記載不要

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、省略することができます。

第3表（次葉）

①～⑤は事業年度を示す。
(①が当該事業年度)

ハ

項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	「はい」の場合、第3表付表2「帳簿組織の状況」により帳簿書類を明確にする。			はい いいえ	はい いいえ

外部監査を意味する。
法人監事による内部監査ではない。

⑥ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	①	②	③	④	⑤	申 請 時
費途が明らかなでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「①」から「⑤」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「①」から「⑤」については、上記イに記載する各期間（「①」から「⑤」）を示したものです。	

①～⑤は事業年度を示す。
(①が当該事業年度)

役 員 の 状 況

第 3 表付表 1

法人名	特定非営利活動法人 食生活支援クラブ	①	②	③	④	⑤	申 請 時
役 員 数		7 人	事業年度末日における役員数を記載する。		人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		2 人			人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2 人	役員の内訳の「続柄等」を(1)(2)に振り分ける。		人	人	人

役 員 の 内 訳										
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況						
				①	②	③	④	⑤	申請時	就任・退任 年月日
埼玉 一郎	熊谷市〇〇町〇〇番地	理 事 長		○						就任 H 2 2 . 6 . 1
鈴木 〇〇	熊谷市〇〇町〇〇番地	理 事	障害者支援施設 〇〇理事	○						就任 H 2 2 . 6 . 1
山田 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地	理 事	障害者支援施設 〇〇理事	○						就任 H 2 2 . 6 . 1
佐藤 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地	理 事		○						就任 H 2 2 . 6 . 1
埼玉 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地	理 事	理事長の息子	○						就任 H 2 2 . 6 . 1
加藤 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地	監 事		○						就任 H 2 2 . 6 . 1
渡辺 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地	理 事		○						就任 H 2 9 . 6 . 1
小林 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇番地	理 事								就任 H 2 2 . 6 . 1 退任 R 5 . 5 . 3 1
当該事業年度に役員として在籍したすべての者を記載する。 (事業年度途中退任者も含む)				親族等の続柄、特定の法人における役職等を記載する。				初めて就任した年月日及び退任した年月日を記載する。		
例：事業年度の途中で理事⇒監事、又は、監事⇒理事に就任した場合は、理事及び監事の就任状況を別々に記載する。(2段書きになる)										

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、省略することができます。

「役員の状況」 第3表付表1 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉓」から「㉔」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉓」から「㉔」については、認定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉓」から「㉔」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人食生活支援クラブ		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(〇〇)使用 ドッチファイル	随時	7年
現金出納帳	会計ソフト(〇〇)使用 フラットファイル	随時	7年
仕訳帳	ドッチファイル	随時	7年
収入・支出・振替伝票	フラットファイル	随時	7年
領収書(控え)	フラットファイル	随時	7年
寄附者名簿	フラットファイル	随時	7年
給与・賃金台帳	給与計算ソフト(△△) 使用 フラットファイル	毎月	7年

会計ソフト等を使用している場合はソフト名を記載する。

《参考》認定NPO法人ガイドブック埼玉県版 Q&A抜粋
 (問 29) 経理に関する基準に「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われている」こととありますが、どのような帳簿書類の備付けなどが必要ですか。
 (答) 青色申告法人の帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について、その具体的な内容は以下のとおりです。
 ① 資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式簿記の原則に従って、整然と、かつ、明りょうに記録し、その記録に基づいて決算を行うこと。
 ② 仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること。
 ③ 仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること。
 ④ たな卸表を作成すること。
 ⑤ 一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書を作成すること。
 ⑥ 帳簿書類を7年間整理保存すること。
 (注) NPO 法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱っても差し支えありません。

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がない場合は、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人食生活支援クラブ						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ ①～⑤は事業年度を示す。 (①が当該事業年度)							
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時	
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	申請時	
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、省略することができます。

「認定基準等チェック表」（第４表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イ及びロの各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。 「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係	第４表付表１及び２「財産の運用及び事業運営の状況等」を記載し添付してください。 なお、当該「①」から「③」については、認定基準等チェック表（第３表）のイに記載する各期間（「①」から「③」）を示したものです。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人食生活支援クラブ		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		作成の日から5年が経過した事業年度の末日
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等		認定の有効期間中 (特例認定3年間)
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		作成の日から5年が経過した事業年度の末日
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ	助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同	意
		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限り。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第５表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「ホ」欄		③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

認定基準等チェック表 (第 7 表)

法人名	特定非営利活動法人食生活支援クラブ				
7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと					チェック欄 ✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
①～⑤は事業年度を示す。 (①が当該事業年度)					
①	②	③	④	⑤	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

⑥ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。

(注意事項)

- ・ 法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第 6 表及び第 8 表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第 6 表及び第 8 表)の記載の必要はありません。また、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、省略することができます。

「認定基準等チェック表」(第 7 表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「①」から「⑤」については、認定基準等チェック表(第 3 表)のイに記載する各期間(「①」から「⑤」)を示したものです。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人食生活支援クラブ		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			☒
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無	
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無	
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・ ☒ 無	
二	暴力団の構成員等の有無	有・ ☒ 無	
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ	
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ ☒ いいえ	
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ	
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (役員報酬規程等提出書には添付不要)	はい・ ☒ いいえ	チェック不要
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・ ☒ いいえ	
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団	はい・ ☒ いいえ	
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ ☒ いいえ	

(注意事項)

- 1 「刑法 204 条等」とは、刑法第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいいます。